

(公 印 省 略)
平成 29 年 9 月 27 日

平成 30 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験
第 2 次選考試験合格者 様

兵庫県教育委員会事務局教職員課

採用のための欠格事由確認等について（依頼）

あなたを兵庫県公立学校の教員として採用するにあたり、学校教育法第 9 条に規定されている欠格事由に該当していないことを確認する必要があります。

つきましては、下記の書類を期限までに提出していただくようお願いします。

なお、兵庫県教育委員会事務局教職員課のホームページを参照の上、必要書類の様式をプリントアウトして使用してください。

記

1 提出書類

欠格事由確認書(様式 1)

2 提出期限

平成 29 年 10 月 11 日（水）

※必ず提出期限までに提出してください。

3 提出先

(1) 高等学校・特別支援学校の合格者・補欠者

〒 650-8567 (この郵便番号を使うと住所の記載は不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（県立学校担当）

(2) 小学校・中学校・養護教諭・栄養教諭の合格者・補欠者

〒 650-8567 (この郵便番号を使うと住所の記載は不要です)

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（市町立学校担当）

(様式 1)

平成 年 月 日

欠格事由確認書

兵庫県教育委員会 様

受験番号

現住所

名前

下記にある学校教育法第 9 条による採用資格の有無について相違ありません。

記

1 「成年被後見人」「被保佐人」の該当の有無 (該当するものに○で囲んでください。)

有 • 無

2 「禁固以上の刑に処せられた者」の該当の有無 (該当するものに○で囲んでください。)

有 • 無

(参考)

○学校教育法第 9 条 (抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

(注) 「禁錮以上の刑」について

- 1 「懲役○年執行猶予△年」の場合も禁錮以上の刑に該当します。
- 2 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が禁錮以上の刑に処せられないで十年を経過したとき、刑の言渡しは、その効力を失うため、該当しません。